(目的)

第1条 この基準は、大分市税条例(昭和38年条例第107号)第73条第1項第1号に定める身体障害者等のうち種別割を減免する身体障害者等の範囲を定める。

(身体障害者等の範囲)

- 第2条 前条の身体障害者等の範囲は次のとおりとする。
 - (1) 身体障害者 次に掲げるもの
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する障害の級別に該当する障害を有するもの
 - イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項及び第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)第1号表ノ2に規定する重度障害の程度又は同法第1号表ノ3に規定する障害の程度に該当する障害を有するもの
 - (2) 精神障害者 次に掲げるもの
 - ア 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度がA1又はA2と判定されたもの
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第 2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び 精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定 する1級の障害を有するもの

附則

この基準は決裁の日から施行する。